

【最近の動き】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
11月07日 東電、自主避難区域の賠償を一部継続へ	11月01日 責任論検討会（東京）
11月09日 ADR、逸失利益の算定と利益率に関する総括基準を公表	11月05日 弁護団会議（東京）
11月14日 日弁連会長、自主避難者への借り上げ住宅制度の延長と拡充を求める声明	11月14日 全商連・農民連の国税局に対する賠償金課税阻止交渉同行（仙台）
11月15日 検察庁、控訴を受け震災関連死で遺族から聞き取りへ	11月16日 福商連の東電・経産省交渉同行（東京）
11月16日 ADR、年内に調査官210人体制へ	11月17日 商工団体会員向け集団訴訟説明会開催（二本松）
11月20日 国交省、原発作業員の雇用などに関して法令順守の徹底を指示	11月17日 相馬・新地被害者の会、東電説明会開催（相馬市）
	11月20日 全国公害被害者総行動実行委員会、東電・経産省交渉（東京）
	11月22日 責任論検討会（東京）
	11月29日 弁護団会議（東京）

原発事故の説明を求める会@沖縄

沖縄に避難したはいいが、収束の見通しの立たない事故、降り続く放射能、汚染されているはずの地に人が住み、何の説明もなく避難先で味わう置き去り感、故郷に残る友人たちとの隔たり・・・何かおかしい、スッキリしない毎日。



事故を起こした当事者から直接話を聞こう！話をしよう！というところから始まった。

『生業弁護団』の協力で東電に要請文を送るが回答は拒否。そんなに甘くはなかった。

一人でも多くの避難者の想いと一緒に、説明会を再度要請しようと、『つなごう命・沖縄と被災地を結ぶ会』の『おむすび市』でつながりを持った方々と署名活動に走り回った。

チラシ、署名用紙作りから掲示・配布を協力してくれる店を探したり、通信環境の整わないお年寄りの避難先には一人ひとり署名用紙を持って訪ね歩いた。ネットで呼びかけたり、電話もかけまくった。どれもこれも初めての経験。資金もない、持ち出しとカンパで運営し、仕事や家事の合間にそれぞれのメンバーが必死に取り組んだ。全部手作り。それでも、ほんの2週間の間に500名分の署名とメッセージが集まった。

経産省・文科省に行政指導も要請し、弁護士、国会議員立会いのもと東京に出向き、東電からの拒否回答を受けながらも説明会の要請を繰り返した。

経産省・東電との三者協議を続ける弁護士の先生を通して、ようやく沖縄での説明会開催の知らせを聞いた。

弁護士との協議にさえ応じなかった東電が、沖縄で説明会を開催することを決めたのだ。『沖縄での説明会開催』というゴールに向かって関わった全員で東電を動かしたと実感した。しつこく、粘り強く、何がなんでも絶対にあきらめない。負けるわけにはいかない。

最初は自分と家族のための参加のつもりだった。でも今は、力強く後押ししてくれる弁護団がいて、避難してきているみんなとつながっているからがんばれる気がしている。

説明を求める会としての活動は『国と東電の責任を追及する集団訴訟』のほんのはじめの一步に過ぎない。今後の健康被害、土地、財産だけでなく、思い出や生きがいを失った損害はあまりにも大きく、責任の所在を明らかにしなければ、先へは進めない。原状回復を求めることで、20年後30年後の未来を見すえた制度をつくり、被害救済を形にしなければならない。

お金じゃない、裁判。現状を原発事故以前の、原発がなかったころの環境に戻すため活動を、原発のない沖縄から発信する。

民商・埼商連における福島第一原発事故の損害賠償のとりくみについて

埼玉県商工団体連合会（埼商連） 事務局 菅原恵子

昨年の東日本大震災の発生以来、多くの人々の暮らしが大きく変えられました。地震と津波による家屋、仕事場の倒壊はだけでなく、福島第一原発事故による放射能汚染は生業や地域コミュニティも崩し去りました。

全国の民商・県連は全国商工団体連合会（全商連）のリーダーシップの下、被災地支援に力を尽くしてきました。その中で民商・埼商連は福島の支援にとりくんできました。民商・福島県連の再建をはじめ、物資の調達や福島第一原発事故の損害賠償請求のとりくみにも人的派遣などを行ってきました。

一方、東日本大震災と福島第一原発事故の影響は、少なからず民商・埼商連の会員の営業とくらしにも大きな影を落としていました。しかし、混乱している状況の中で、「福島を救え」「福島のことを思えば、私たちの困難など…」と自分たちのことに考えをめぐらす余裕がありませんでした。震災以降、一度落ち込んだ売上はなかなか回復の兆しが見えず、売上の減少の要因が福島第一原発事故による風評被害や計画停電であることに気付きました。しかし、民商の会員が困っているとの声をうけても、福島のように直接被害でない埼玉の業者が損害賠償を請求することが可能であるのかわかりませんでした。全国商工新聞の報道などから「もしかしたら、出来るかもしれない」と考え、役員と議論を重ね、私たちが東電に損害賠償請求を行うことが「福島を一人にしない」「原発ゼロ」への道、運動だと位置づけてとりくみ始めました。

埼玉東民商会員は観光バス事業者。中国からの観光客をメインに不況の最中でも、毎年順調に売り上げを伸ばしていました。しかし、事故以降、一時は売上がゼロになり、生命保険を取り崩して従業員の給与を支払いました。「大学生になる子どもの学費も心配で夜も眠れない」と会員さんは話していました。

岩槻民商会員は茨城、栃木のゴルフ場の送迎委託を受けて、売上は順調に推移していましたが、事故以降、仕事はぱったりです。今まで無借金営業でしたが、賃金の支払いのために初めて融資を受けました。「融資を受けないと立ち行かない。情けない」と涙をこらえていました。

学習会を行い、「正当な請求である」とことや、請求書の記載方法を学びました。東電との交渉を重ね、4月に損害賠償請求書を二人同時に提出。記者発表も行いました。しかし、東電は賠償についてゼロ回答です。観光バス事業者は口頭契約で受注していたため、キャンセルを証明する書面がありませんでした。売上減少の根拠を示す書面を発注先に頭を下げて、社判入りのものを発行してもらい提出しましたが、東電は認めません。ゴルフ場の送迎委託業者に対し、東電は「ゴルフ場は観光業にあたらぬ」と申請自体を認めず、申請者に返送してきました。加害者である東電の暴挙としか思えません。

何度も東電と交渉しても状況は変わりません。彼ら二人は弁護団の支援でADRに申し立てることになりました。その後に行った経済産業省の交渉では「中間指針は最低限の基準。指針になくとも関係が認められれば賠償するべき」との見解が示されました。

二人とも当初は「自分みたいな小さな業者が東電に挑むなんて…」と話していましたが、今では「弁護士の先生も税理士の先生も、味方になってくれている。民商の仲間の励ましもある。風穴を開けて、後に続く人を増やす」と運動の先頭に立っています。

賠償を勝ち取り、商売を続けることは業者の尊厳を守ることで、何としても、埼玉でも完全賠償を実現させるために奮闘します。



南相馬の会のご報告

福島県内には、現在、複数の被害者の会が立ち上がっております。今回は、そのうち、南相馬の会について、ご紹介させていただきます。



南相馬の会（正式名称：原発事故の完全賠償をさせる南相馬の会）は、平成24年7月1日に、総会を開催して正式発足したのですが、実質的には平成24年3月3日から準備会として活動を開始しました。県内の被害者の会としては比較的早期に活動を開始した会となります。南相馬市は原発事故の際、国の避難指示により、警戒区域、緊急時避難準備区域、その他区域に分断されてしまいました。しかし、南相馬の会は、このいずれかの地域に会員を限定することなく、南相馬市全域から会員が集まっています。平成24年11月末現在の会員数は、約150世帯300人の会員数で、現在も拡大傾向です。

南相馬の会は、①東京電力と国に福島原発事故は人災と認めさせること、②住民が被った全ての被害に対して完全な賠償をさせること、③除染及び地域社会の再建について、国と東電が責任を持つことを目的として発足した会で、その目的実現のため、種々の活動を行っています。

南相馬市は、前記のとおり、国の避難指示という勝手な線引きによって、地域が分断され、同じ市民でありながら全く異なる取り扱いをうけるという悲劇を経験しました。そのため、「南相馬は一つ」を合い言葉に、「取り扱いに差をもうけるな」ということが活動の基本理念となっています。このことは、南相馬の会の特徴といえます。

南相馬の会の活動の中心は学習会です。3月3日の準備会発足時から、ほぼ隔週で学習会を重ねてきました。その学習会で学んだことをもとに、会員各自がADRの申立書を作成して、会として集団でADR申立を行っています。現在は、学習会に加えて、ほぼ隔週で個別相談会も実施し、ADR申立をした会員等へのフォローアップ活動も行っています。

そのほか、南相馬の会として東京電力に要請書を作成し、平成24年10月27日、それに対する東電からの回答を聞くため、説明会を開催しました。東京電力からは、中間指針は賠償の上限を定めた基準であるかのような回答がなされ、中間指針から一歩も出ようとしない東京電力の姿勢に、会員からは強い怒りがわき上がりました。会員からは、今後もこのような説明会を繰り返しもうけるべきだとの意見や東京電力だけでなく、国や自治体にも要請書を突きつけるべきだという意見もあり、南相馬の会として、今後の取り組み課題となっています。

南相馬の会は、このように比較的早い時期から「南相馬は一つ」を合い言葉に、さまざまな活動を重ねてきました。しかし、やはり、国の線引きによる分断の実質的影響は大きく、さまざまな問題が内在していることも事実です。国による一方的な線引きに抗い、困難を乗り越え、本当の意味で一つになって前に進んでいくためには、より一層のきめ細かい配慮と対応が余儀なくされることと思われます。また、今後、市町村という枠を超えた「福島県民」としての闘いを視野に入れたとき、南相馬の会外のみなさまの理解・協力も不可欠です。と同時に、「南相馬は一つ」から始まった南相馬の闘いの経験が「ふくしまは一つ」の闘いに必ず寄与するであろうことも自負しています。



「みなして」頑張っていきましょう。今後もよろしく願いいたします。

（南相馬の会担当顧問・倉持恵）

坂本房也さん（62歳）は、福島県双葉郡楡葉町に生まれ育ちました。先祖代々楡葉町で農業を営んでいましたが、農業だけでは生活できない状況でした。そうしたところ、東京電力福島第1原子力発電所・2原子力発電所の建設が決まり、坂本さんは、原発の建設工事に携わって生活をしてきました。原発は、確かに、坂本さんの住む原発立地周辺地域に雇用と繁栄をもたらしていました。

原発の建設ラッシュが終わった後、坂本さんは、昭和50年に精密機械加工業の有限会社南方工業所を創業しました。南方工業所の創業当時、楡葉町にはほとんど製造業の会社はなく、先駆的な存在でした。楡葉町では、原発関係の仕事がほとんどであり、町民の多くが原発と関わらなければ生活をしていくことができませんでした。坂本さんは、そのような楡葉町で、「原発に依存しない産業を育てて行きたい！」という強い使命感を持って、30年間仕事に打ち込んできました。南方工業所の精密加工技術は国内外から評価され、カメラ、自動車、半導体設備等の精密機械の部品を製造し、順調に成長していきました。南方工業所で働いていた坂本さんの弟子たちも独立し、周辺地域で製造業の会社が育っていきました。坂本さんの息子である光さんも、南方工業所で働きはじめ、近年では親子で力を合わせて経営をしていました。



そんな矢先に、東京電力福島第1原発事故は起きました。

坂本さんは避難を余儀なくされ、工場に全て置いたまま仕事はストップ。坂本さんたち一家は、いわき市の借り上げ住宅に移り住むことになりました。しかし、原発事故直後の3月末頃、南方工業所の主要取引先会社の社長から呼ばれ、生産を再開できれば契約を打ち切り、他の会社に仕事回すと迫られました。南方工業所は廃業の危機のなか、急遽、いわき市の空き工場を借りて、楡葉町の工場から持ち出せる機械を運び込み、2011年7月には営業を大幅に縮小しながらも再開しました。その後、楡葉工場から持ち出せなかった旋盤と3次元測定器を緊急新規購入しました。これらの新規購入機械の購入費用の賠償を東京電力に請求したところ、驚いたことに、東京電力は賠償を拒否しました。坂本さんは、廃業を免れるためやむなく機械を新規購入に至ったのであり、あえて新しい機械や高性能の機械を購入したわけではありません。東京電力の加害責任を基礎として、被害者救済に徹した生活再建のための完全賠償がなされるべきです。現在、ADRで争っています。

坂本さんの楡葉町の家には、季節の花が咲き、果物のなる広い庭がありました。同じ敷地内には新築して間もない息子光さん家族の家もあり、事故直後の2011年3月22日に避難先で産まれることになった孫羽琉くんとともに、仲良くのびのびと暮らすはずでした。先祖代々の土地を守りながら豊かに暮らし、生まれ育った町で会社経営を頑張っていたころに戻りたいです。しかし、楡葉町のコミュニティは破壊され、いつ帰れるかも分からず、会社の将来や家族の暮らしがどうなるかと、不安な日々を過ごしています。

「生業を返せ、地域を返せ!」。弁護団のスローガンであるこの言葉は、まさに坂本さんの叫びでもあります。弁護団は、坂本さんとともに闘っていく決意です。（弁護士川岸卓哉）

☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧下さい。

facebook ■ <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

Twitter ■ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

※ 題字「みなして」は、倉持恵弁護士の筆によるものです。